

福井県長期海外留学促進支援奨励金 募集要項

今後、人口減少や少子高齢化による国内市場の縮小が予想される中、地域の国際化ならびに県内企業の海外市場開拓が重要であり、そのためには、県内におけるグローバル人材の確保がますます重要となっています。

そこで、将来、福井県内に就職（地方公共団体等の公務員や教員等を含む）し、グローバル人材として活躍することを希望する学生に対して、英語圏の高等教育機関等（大学、大学院、短期大学および高等専門学校）に長期海外留学する際の初期費用（渡航費用等）を支援すべく奨励金を支給します。

なお、卒業後に県外に就職するなど就職状況等によっては返還いただくことがあります。

1. 応募資格

申請時点で次の（１）～（３）すべてに該当する方あるいは（４）の方

（１）福井県内の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校（４年生以上））に在籍する学生

（２）日本国籍を有する者または次のいずれかに該当する方であること

① 「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）」第３条の規定による法定特別永住者として本邦に在留する者

② 「出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）」別表第２の永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等または定住者の在留資格をもって本邦に在留する者

（３）大学等を卒業、修了後、福井県内での就職を希望、もしくは予定している者

（４）フィンドレー大学・福井県奨学生（令和７年度派遣）

（公財）福井県国際交流協会 フィンドレー大学・福井県奨学生ＨＰ

<https://www.f-i-a.or.jp/ja/fia/findlay/>

2. 募集人数

前期・後期合計５人（前期・後期の申請期間については６（１）参照）。ただし、前期で支給決定者が５人に達した場合は、後期の募集を行わないことがあります。

3. 対象となる留学

原則として期間は１学期（セメスター制であれば１セメスター、クォーター制であれば２クォーター）以上で、次の（１）から（３）のいずれかに該当し、かつ（４）を満たす留学が対象です。

（１）海外の高等教育機関（大学、短期大学および高等専門学校）で正規授業を履修するもの

（２）海外の高等教育機関で授業を履修後、在籍する大学等で単位認定されるもの

（３）海外の大学院レベルの研究留学

（４）留学先高等教育機関等の所在地が英語圏（※）、もしくは留学先で履修する授業での主な使用言語が英語であること

※英語圏とは、原則、アメリカ合衆国、英国、カナダ、オーストラリア連邦、ニュージーランドと

します。(その他の国の場合は、要相談)

4. 奨励金の支給

(1) 支給額

80万円

(2) 支給者の選定

① 1 および 3 に定める応募資格・対象留学を満たした申請が募集人数より多い場合、6 (3) に定める申請書類による選考の上、3 (4) に定義する英語圏への留学者を優先して支給者を決定します。

② 1 および 3 に定める応募資格・対象留学を満たした申請が募集人数に満たない場合は、申請された方全員に支給します。

(3) 支給時期

8月中旬までに支給者を決定し、その後手続きの上、指定口座に振込いたします。

5. 奨励金の返還について

卒業後、福井県内企業等（地方公共団体等の公務員や教員等を含む）に就職しなかった場合、あるいは、県内企業等に就職後、3年間以上、継続して在籍しなかった場合には、一括または分割で返還いただきます（無利子）。フィンドレー大学・福井県奨学生についても同様です。また、留学先における学業成績や品行が著しく不良と認められる場合、留学を取りやめた場合や中断した場合についても返還対象となります。ただし、本人の死去や疾病等のやむを得ない事情があるものとして知事が認めた場合はこの限りではありません。

なお、返還の手続きについては別途定めます。

6. 申請方法

(1) 申請期間

前期：令和7年5月26日（月）から7月31日（木）午後5時15分まで

後期：令和8年1月～2月（予定、今後案内します。）

※やむをえず期間内に申請書類が揃わない場合は、申請先までご相談ください。

(2) 申請手順

8に記載する宛先にメールにて申請書類をPDF形式にて提出してください。

※件名に、【留学促進支援奨励金応募（応募者名を記載）】と記載ください。

メール受領後、担当者から3開庁日内に返信いたします。返信がない場合は、お電話等にて申請先までご確認ください。

(3) 申請書類

① 奨励金支給申請書（様式第1号）

② 在籍する大学等の在籍証明書

（フィンドレー大学・福井県奨学生で社会人の方は大学等の卒業証明書等）

- ③ 留学受入れ先を証明するもの（留学先からの受入通知書、在籍大学等からの交換留学決定証明書、フィンドレー大学・福井県奨学生合格通知の写し等）
- ④ 小論文（800 字程度。テーマ「海外での留学の成果を、福井県内で、どのように活かしていくか」
（（公財）福井県グローバル人材基金による長期海外留学等支援奨学金申請者は、同奨学金申請時と同じ内容で可）
（公財）福井県グローバル人材基金 長期海外留学等支援奨学金HP
<https://fukui-global-fund.jp/student/general/>
- ⑤ 誓約書（別紙様式第 1 号）
- ⑥ チェックリスト（別紙様式第 2 号）

7. 備考

- （1）本奨励金は他の奨学金との併用可能です。
- （2）留学中、期間の半ば頃にレポートを提出していただきます。
- （3）留学から帰国後、留学体験手記、単位認定を証明するもの、修了証等を提出していただきます。
- （4）以後の手続き詳細については、帰国時にお知らせします。
- （5）卒業時には就職先情報、就職後は毎年 3 月を目途に在籍証明書を提出いただきます。
- （6）大学院等に進学する場合は、進学先の修了・卒業時に、7（5）のとおり対応いただきます。

8. 申請先、お問い合わせ先

福井県交流文化部インバウンド交流課 国際室 （担当：吉野）

〒910-0004 福井県福井市宝永 2 丁目 4-10

TEL：0776-20-0801

Email：inbound@pref.fukui.lg.jp